

第2節 学校

(教室等の設置の禁止)

第13条 特別支援学校においては、教室その他児童又は生徒が使用する居室は、4階以上の階に設けてはならない。

特別支援学校の児童又は生徒が使用する教室等については、災害時の児童又は生徒の安全性を考慮して4階以上の階に設置することを禁止しています。

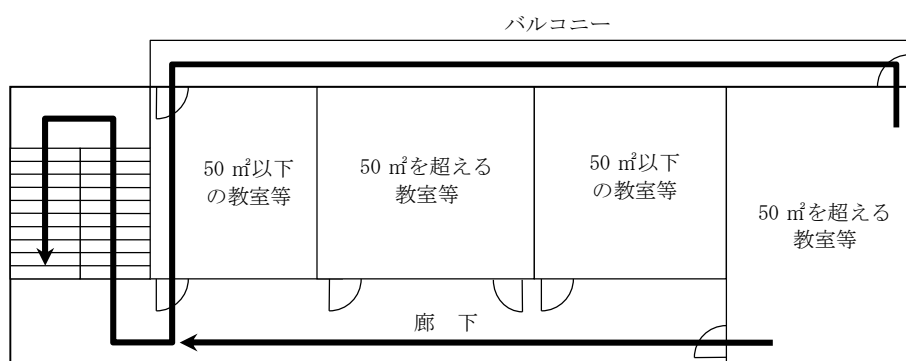
特別支援学校とは、学校教育法第72条に規定する「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする」施設をいいます。

(教室等の出口)

第14条 小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）、義務教育学校、特別支援学校又は幼稚園の用途に供する建築物の教室その他幼児、児童又は生徒が使用する居室で、床面積が50平方メートルを超えるものは、廊下、広間の類又は屋外に直接通ずる出口を2以上設けなければならない。

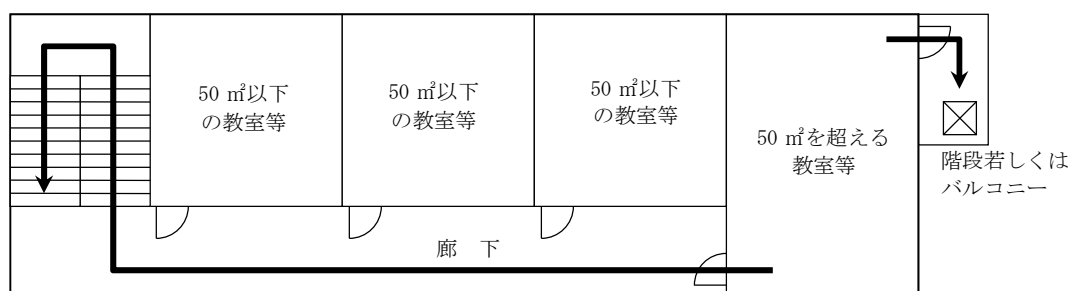
本条は、一部屋を多数の人が利用している時に火災等が発生した場合、当該居室から避難する際に、一箇所の出口に人が集中することを避けるために、2以上の出口を設けることを求めた規定であることから、それらの出口は、できるだけ離れた位置に設ける必要があります。

廊下の突き当たり等の教室等で、廊下に面して1か所しか出口を確保できない場合の運用は次の図14-1から図14-4のとおりです。



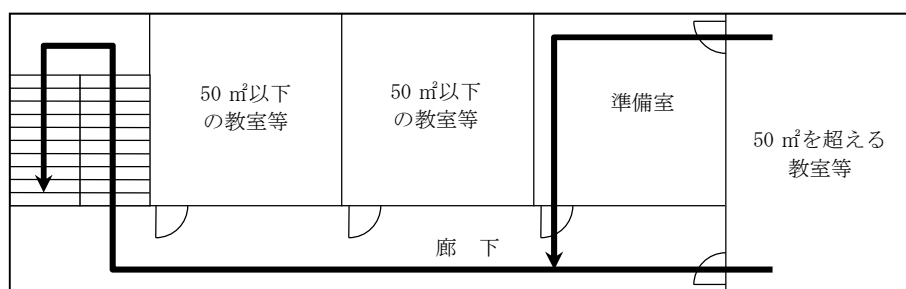
〔考え方〕 建築物の外壁面に連続したバルコニーを設けることにより、教室等からバルコニーを経て廊下及び階段に通じることで、2方向避難を確保する。
なお、ほかの教室等（円滑な避難を確保することができない室（避難経路を常時明確に示すことができない倉庫等）は不可。）を経由する場合は、バルコニーからの扉は容易に進入することができる構造とすること。

図14-1 バルコニーを外壁面に設けたもの



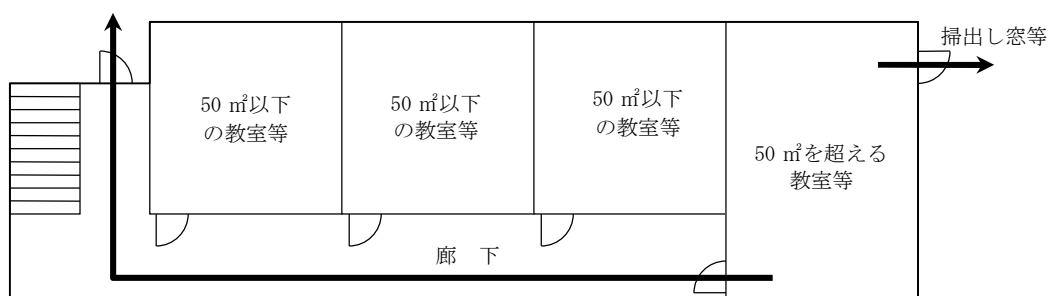
〔考え方〕 教室等の専用の直通階段か、避難上有効なバルコニー（避難階に通ずる避難ハッチ等の避難施設）を各階に設けることにより、2方向避難を確保する。

図 14-2 教室等の専用階段若しくはバルコニーを設けたもの



〔考え方〕 教室等に隣接する準備室内に、避難上有効な通路が常に確保されており、準備室を経由して廊下及び階段に通じ、2方向避難が確保できる場合においては、準備室を廊下・広間としてみなす。

図 14-3 準備室を廊下・広間の類とみなす場合



〔考え方〕 教室等が避難階にあり、かつ、直接屋外に避難できる掃出し窓等を設けることにより、2方向避難を確保する。

図 14-4 避難階に掃出し窓等を設けたもの

なお、オープン教室等の場合は、開口幅等により安全上、避難上支障がない場合は、2以上の出口を設けたものとみなす場合もあります。

(廊下の幅)

第15条 特別支援学校の児童若しくは生徒又は幼稚園の幼児が使用する廊下の幅は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める数値以上としなければならない。

- (1) 両側に幼児、児童又は生徒が使用する居室がある廊下における場合 1.6メートル
- (2) その他の廊下における場合 1.2メートル

「廊下の幅」に関しては、政令第119条で規定されていますが、本条はそれ以外の用途の建築物に対する強化規定です。

政令第119条には特別支援学校の児童若しくは生徒又は幼稚園の幼児が使用する廊下の幅の規定がないため、幼児等の安全性を考慮し、廊下の幅員を制限したものです。廊下の幅員の取り方の一例を図15-1に示します。

両側に居室（幼児、児童又は生徒用のものに限らない。）がある場合は、廊下の幅を1.6メートル以上設け、それ以外の場合は、1.2メートル以上とします。なお、幅とは有効幅員をいい、廊下に手すり等を設けた場合は、当該手すり等の内法の幅が有効幅員となります。

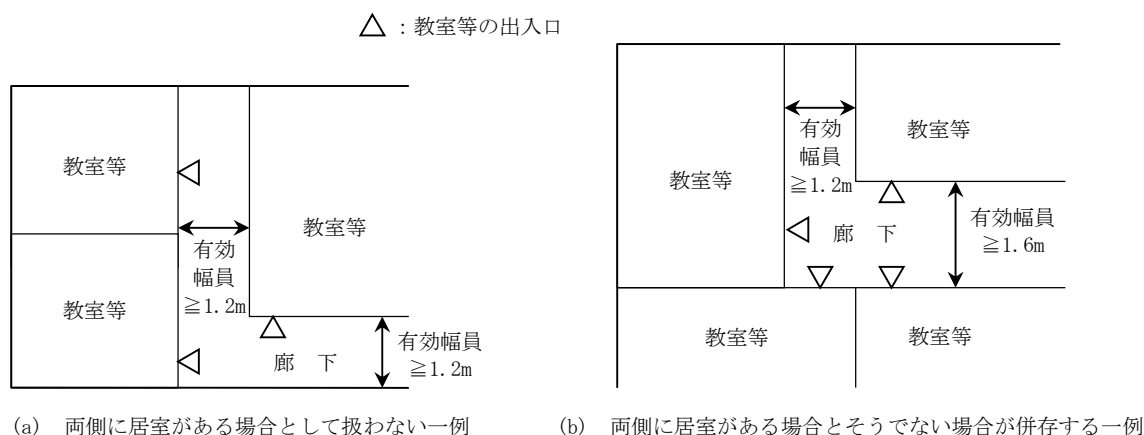


図 15-1 廊下の幅員の取り方の一例

(階段)

第16条 特別支援学校の児童若しくは生徒又は幼稚園の幼児が使用する階段及びその踊場の幅は140センチメートル以上、階段のけあげは16センチメートル以下、踏面は26センチメートル以上としなければならない。ただし、階段の両側に手すりを設け、かつ、踏面の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げたものとした場合にあっては、階段のけあげを18センチメートル以下とすることができる。

「階段及びその踊場」に関しては、政令第23条で規定されていますが、本条はそれ以外の用途の建築物に対する強化規定です。

政令第23条には特別支援学校の児童若しくは生徒又は幼稚園の幼児が使用する階段の幅の規定がないため、幼児等の安全性を考慮し、階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法を制限したものです。

ただし、次の基準を全て満たす階段の場合は、けあげを18センチメートル以下とすることができます。

- ・両側に手すりを設けること。
- ・踏面の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げたものとする。

(木造の校舎と隣地境界との距離)

第17条 学校の用途に供する建築物（その主要構造部の法第21条第1項の政令で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（以下「木造建築物等」という。）に限り、耐火建築物、準耐火建築物、法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物を除く。）にあっては、その主要な建築物の外壁と隣地境界線との距離は、3メートル以上としなければならない。ただし、市長がその規模、構造又は周囲の状況により避難上及び消火上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

本条は、火災時における隣地への延焼防止や円滑な避難の確保を目的として隣地境界線からの離隔距離を定めた規定です。

「学校」とは学校教育法に規定するもの（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに専修学校及び各種学校等）をいいます。

「その主要な建築物」とは教室、体育館、食堂等のような生徒等が継続的に使用するものをいい、別棟の給食調理室、便所、倉庫等は含みません。